

【ポータルサービス利用規約 新旧対比表】

旧（赤字部分が変更箇所）	新（赤字部分が変更箇所）
<p>第1条 ポータルサービス</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「契約口座」といいます。）とします。</p> <p>6. （略）</p> <p>第5条 取引の依頼</p> <p>1. （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>(1) 「契約口座」からの振込資金や各種手数料等の引落については、当行は払戻請求書なしで引落を行います。</p> <p>(2)(3) （略）</p> <p>第6条 振込取引</p> <p>当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。</p>	<p>第1条 ポータルサービス</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. 当行に開設されているお客さまご本人名義の普通預金口座（円預金に限ります。また、当該普通預金口座が複数ある場合には当行所定の方法によりお客さまが指定した口座とします）を、本サービスによる取引に使用する口座（以下「契約口座」という）とします。</p> <p>6. （略）</p> <p>第5条 取引の依頼</p> <p>1. （略）</p> <p>2. （略）</p> <p>(1) 「代表口座」からの振込資金や各種手数料等の引落については、当行は払戻請求書なしで引落を行います。</p> <p>(2)(3) （略）</p> <p>第6条 振込取引</p> <p>当行所定の振込規約（法人・団体）の定めによるものとします。なお、本サービスを利用して総合振込取引および給与・賞与振込取引を行うことはできません。</p> <p>第7条 照会取引</p> <p>1. 本サービスによる照会取引の内容については、以下の通りとします。</p> <p>(1) お客さまは「契約口座」について、当行所定の方法・範囲に従い各種のバンキングサービス取引の内容にかかる照会（残高証明書の発行依頼等を含みます）を行うことができます（以下「照会取引」という）。</p> <p>(2) 当行はバンキングサービス取引の内容に変更があった場合は、照会取引において既に提供した情報について変更または取消を行うことがあります。この場合、最終的なバンキングサービス取引の内容については、パソコンサービスによる入出金明細照会等により確認してください。</p> <p>2. 照会取引においてお客さまに提供される口座情報は、振込取引、総合振込取引および給与・賞与振込取引については、原則として当該提供時点において当行所定の振込規約（法人・団体）に基づいて依頼内容が確定したものを反映したうえで提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませ</p>

んのでご注意ください。

第7条 届出事項の変更等

1. 本サービスに関する届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに本サービスまたは当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。
2. (略)

第8条 届出事項の変更等

1. 本サービスに関する届出事項に変更があった場合、または変更がある場合には、ただちに本サービス上でまたは当行所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。
2. (略)

改正附則（2022年12月11日）

この改正規約は、2022年12月11日から適用します。